

平成 14 年 9 月 18 日	制定
平成 15 年 1 月 1 日	実施
平成 15 年 6 月 26 日	変更
平成 16 年 6 月 25 日	変更
平成 17 年 6 月 24 日	変更
平成 18 年 6 月 27 日	変更
平成 19 年 6 月 26 日	変更
平成 20 年 6 月 25 日	変更
平成 21 年 6 月 25 日	変更
平成 22 年 3 月 26 日	変更
平成 23 年 9 月 16 日	変更
平成 24 年 3 月 23 日	変更
平成 26 年 3 月 19 日	変更
平成 27 年 3 月 18 日	変更
平成 29 年 3 月 16 日	変更
平成 30 年 4 月 1 日	変更
平成 31 年 3 月 14 日	変更
2020 年 3 月 13 日	変更
2022 年 3 月 17 日	変更
2023 年 3 月 16 日	変更
2025 年 3 月 13 日	変更

J F マリンバンク 基本方針

〔 漁協系統信用事業の再編と強化にかかる
基 本 方 針 〕

農林中央金庫

J F マリンバンク基本方針：目 次

J F マリンバンク基本方針	1
別紙体系図	6
別紙 1－1 J F・信漁連の経営状況に関する報告等	7
2 J F・信漁連の業務執行体制に関する報告等	8
別紙 2－1 指定基準と経営改善取組内容(財務)	9
2 指定基準と経営改善取組内容(業務執行体制)	10
別紙 3 資金運用制限の内容	12
別紙 4－1 会計監査人監査に代わる調査	13
2 内部統制等にかかる調査	14
別紙 5－1 指定支援法人による支援策と支援実施の前提条件	15
2 特例措置としての事業運営強化支援	16
3 特例措置としての再編強化支援	17
別紙 6 基本方針を遵守しない会員に対する措置(ペナルティー)	18

JFマリンバンク基本方針

I 「JFマリンバンク」の基本的方向

JFマリンバンクにおいては、組合員等漁業者に対する地域特性に応じた漁業金融を適切に実施し、組合員・利用者の信頼に応えるため、「信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）」（統合信漁連・信漁連を中心とした複数JF・一県一漁協・広域信漁連のいずれかによる信用事業運営）により、健全で効率的な事業運営を行う。具体的な事業運営としては、漁協系統の特性と、環境変化への対応を常に意識し、信用事業運営の最適化に向け、必要な事業・経営の変革を行う。

II 「JFマリンバンク会員」の基本的取組み

「JFマリンバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うJF（一県一漁協を含む。別途注釈がない場合、以下、同じ。）・信漁連および農林中金）は、JFマリンバンクの基本的方向に向け、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取り組むことにより、「JFマリンバンクシステム」を確立する。

- (1) JFマリンバンク会員は、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立し、組合員等漁業者に対する地域特性に応じた漁業金融の機能を適切に提供する。
- (2) 法令等を遵守し、経営体制・リスク管理体制を整備し、適切な業務運営を行う。
- (3) 経営破綻を未然に防止するため、問題の早期発見により経営改善を行うとともに、経営改善が困難な場合には、速やかに組織再編を行う。
- (4) 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織再編に必要な支援を行う。

III 「JFマリンバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) 農林中金は、JFマリンバンクの総合的戦略および内部管理態勢の構築にかかる指針（以下、「総合的戦略等」という。）を樹立するとともに、本方針に基づき、JF・信漁連に対して必要な指導を行う。
- (2) 農林中金は、JFマリンバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下にJF・信漁連の代表者等からなる「JFマリンバンク中央本部」（以下、「中央本部」という。）を設置する。
本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部で審議する。
- (3) 農林中金は、(1)の役割を的確かつ効率的に果たすため、IVの3の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、JF・信漁連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。

2 JF・信漁連の役割

- (1) JF・信漁連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。

【県下に信用事業実施JFがある県域】

- (2) 信漁連は「JFマリンバンク県本部」を設置し、管内JFが本方針を遵守するように指導し、JF（一県一漁協を除く）は信漁連の指導を遵守する。
- (3) 信漁連・一県一漁協は、JFマリンバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取り組む。

3 漁連との連携

- (1) 農林中金は、Ⅲの1の役割を的確に果たすため、必要があるときは、全国漁業協同組合連合会（以下、「全漁連」という）および都道府県漁業協同組合連合会（以下、「都道府県漁連」という）と連携を図る。
- (2) 信漁連は、Ⅲの2の役割を的確に果たすため、必要があるときは、都道府県漁連と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、Ⅳの3(1)に基づきJF・信漁連から報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全漁連および都道府県漁連との間で情報連携を図る。

【県下に信用事業実施JFがある県域】

- (4) 信漁連は、(2)の一環として、Ⅳの3(1)に基づきJFから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県漁連との間で情報連携を図る。

Ⅳ 「JFマリンバンク会員」の責務

1 JFマリンバンクの一体的な事業運営

JF・信漁連は、次のとおり、JFマリンバンクの総合的戦略等に基づいて、一体的な事業運営を行う。

- (1) JF・信漁連は、JFマリンバンクにおいて基本とするシステム（㈱全国漁協オンラインセンターによるシステム、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融サービスの提供を行う。
- (2) JF・信漁連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが提供できるよう、別途定めるJFマリンバンク業務継続基本要綱を遵守する。
- (3) (1)および(2)の前提として、JF・信漁連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する。

2 JFマリンバンク全体の健全性・信頼性の確保

- (1) 資産の健全性を確保するため、JF・信漁連は、与信リスクの適切な管理を行い、不良債権の圧縮、発生防止に努めることとし、これに関し中央本部で定めた方針・指導に基づき実践する。
- (2) JFについては、「再預け転貸方式の徹底」（一県一漁協を除く）、「他部門運用の禁止」（信漁連を承継した一県一漁協を除くが、別紙2－1における指定基準（実質自己資本比率基準）によりレベル格付に指定された場合にはこの限りではない）について遵守する。
- (3) JF・信漁連は、別途定める相互援助預金預入基準を遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) J F・信漁連は、J Fマリンバンク運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、J F（一県一漁協を除く）は信漁連経由で、信漁連・一県一漁協は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
 - (2) 信漁連・一県一漁協が運営体制の変更を行う場合には、農林中金に報告を行うこととし、農林中金は破綻未然防止を徹底する観点から、中央本部で審議のうえ、健全性確保にかかる申し送り・勧告その他措置を講じることができるものとする。
 - (3) 本方針に定める基準に該当するJ F（一県一漁協を除く）は、農林中金が信漁連・漁連等と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
 - (4) 本方針に定める基準に該当する信漁連・一県一漁協は、農林中金が漁連等と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- （注）（1）の経営状況に関する報告および（2）（3）の資産精査・実査の基準については、別紙1－1および1－2に定める。

4 資金運用制限ルールへの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するJ F・信漁連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制により損失拡大を防止する。

（注）資金運用制限ルールの発動基準は、別紙2－1および2－2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。

5 経営改善ルールへの遵守

経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当するJ F・信漁連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当するJ F・信漁連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。

（注）経営改善ルールの発動基準は、別紙2－1および2－2に定める。

6 破綻未然防止のための組織再編

- (1) J Fマリンバンクの信頼性と金融機能の維持を図るため、指定格付「レベル3」に指定されたJ F・信漁連に対し、農林中金は中央本部で審議のうえ組織再編に関する勧告を行う。また、破綻未然防止の観点から信用事業廃止を勧告することもできる。
- (2) 組織再編に関する勧告を受けた場合、J F（一県一漁協を除く）は、近隣J Fとの合併・事業譲渡、信漁連への信用事業譲渡を行い、信漁連・一県一漁協は、他の信漁連との合併・事業譲渡あるいは抜本的な経営再建（出資者・経営者等の責任を明確にすることが前提）を行うこととし、半年以内に組織再編を完了させる。

7 事業運営強化のための組織再編

事業運営体制の変革と経営力強化を目指して、広域信漁連に参画するJ F・信漁連は、広域化後の事業計画を策定し、実践する。

8 会計監査人監査等への適切な対応

- (1) 法令または定款により会計監査人を置くべきＪＦ・信漁連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。
- (2) (1)に該当しないＪＦは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該ＪＦは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。
(注) (2)の調査の実施基準および内容は、別紙４－１に定める。
- (3) (1)に該当しないＪＦのうち、「再預け転貸方式の徹底」および「他部門運用の禁止」を遵守しているＪＦは、内部統制を適切に確立したうえで、農林中金が求める内部統制等にかかる調査に応じる。この場合においては、(2)を適用しない。
(注) (3)の調査の実施基準および内容は、別紙４－２に定める。

9 指定支援法人への財源拠出と支援策

- (1) ＪＦ・信漁連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。
- (2) ＪＦ・信漁連が指定支援法人から支援を受ける場合には、支援の前提条件を充足しなければならない。
(注) 具体的な支援内容および前提条件については、別紙５－１～５－３に定める。

V 「ＪＦマリンバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「ＪＦマリンバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「ＪＦマリンバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「ＪＦマリンバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

VI 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

ＪＦマリンバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、ＪＦマリンバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

(注) 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、別紙６に定める。

VII 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、ＪＦマリンバンク会員の経営状況等を踏まえ、ＪＦマリンバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

(附 則)

- 1 平成 19 年 6 月 26 日付変更に伴う**別紙 2**の資産精査基準については、J F・信漁連の平成 18 事業年度決算より適用する。
- 2 本方針は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成 8 年法律第 118 号）第二条第三項第二号から第五号までに掲げる信用事業を行う事業体を対象とする。なお、同項第四号の事業を行う水加協については、本方針における J Fにかかる基準等を準用する。
- 3 2022 年 3 月 17 日付変更に伴うⅢの 1 (5)、Ⅳの 3 (1) の金庫が求める調査への対応、Ⅳの 8、**別紙 1**の会計監査等にかかる報告、**別紙 3**の会計監査にかかる指定先基準、**別紙 5－1**、**別紙 5－2**については、J F・信漁連の 2023 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用する。
- 4 2025 年 3 月 13 日付一部変更に伴う**別紙 1－1**の資産精査の実施基準、**別紙 2－1**のレベル格付の指定基準および要改善（経営点検基準）の指定基準については、2025 事業年度にかかる J F・信漁連の経営状況の報告より適用することとし、2024 事業年度にかかる J F・信漁連の経営状況の報告に関して、指定先基準のうち実質自己資本比率（基準）、資産精査基準および当該基準に該当した場合の対応については従前の例による。

以 上

基本方針別紙体系図



J F・信漁連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告（財務モニタリング）

J F・信漁連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、J F（一県一漁協を除く）は信漁連経由で、信漁連・一県一漁協は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料		
通期実績		○ 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 ○ 事業量・B/S・P/L・自己資本比率・有価証券等運用の状況等の基礎情報 ○ 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等 ○ 決算速報（信漁連）
	上半期実績（仮決算）	○ 事業量・損益にかかる基礎情報（信漁連）
その他経営状況に関する事項		
その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。		

- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、J F マリンバンク健全化要綱において定める。
- ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定した J F・信漁連は、農林中金が信漁連と連携して行う（精査対象が信漁連・一県一漁協の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

➤ 「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合		
○別紙 2 - 1 に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合		
○別紙 2 - 1 に定める要改善の指定基準に該当する場合		
○以下の項目が指定基準に該当する場合		
貸出等 信用供与	大口与信先への与信	具体的な基準は、J F マリンバンク健全化要綱で定める
収支基準	(1) 経常利益	2 期連続赤字
	(2) 税引後当期純利益	2 期連続赤字
共通	資産精査実施にかかるストレステスト後自己資本比率	信漁連：8%未満、J F：10%未満 （資産精査実施にかかるストレステストの具体的な方法は、J F マリンバンク健全化要綱に定める）
○信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合		
➤ 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合		
➤ 行政検査を拒否した場合		

別紙 1－2

J F・信漁連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

J F・信漁連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、J F（一県一漁協を除く）は信漁連経由で、信漁連・一県一漁協は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況	○ 内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況 等に関するもの。 ※ J F マリンバンク 健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、報告する。
行政検査・会計監査人の指摘事項等	行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。 ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・ 法令等遵守状況に関するもの ・ 自己査定の適正性に関するもの
不祥事等	不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。 ※ 併せて、J F マリンバンク 健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。
会計監査人	○ 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等（注）の選任の状況を速やかに報告する。 ○ 会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。
その他	○ その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。

（注） 水産業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。

- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、J F マリンバンク 健全化要綱において定める。
- ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定した J F・信漁連は、農林中金が信漁連（県下に信用事業実施 J F がある県域に限る）と連携して行う（実査対象が信漁連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

➤ 不祥事等が発生・発覚した場合 ➤ 体制整備基準の未整備項目が確認された場合 ➤ 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合 ➤ 法令または定款により会計監査人を置くべき J F・信漁連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ➤ 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合 ➤ 「再預け転貸方式の徹底」または「他部門運用の禁止」を遵守していない場合
--

- ・ 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、J F マリンバンク 健全化要綱において定める。

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J F ・信漁連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	実質自己資本比率※ 6 % 以上～8 % 未満（J F は 10 % 未満）	2 年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル 2	実質自己資本比率 4 % 以上～6 % 未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1 ・ 2 指定後、改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織再編を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

※実質自己資本比率は、水産業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ レベル格付の指定を受けた J F ・信漁連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ 指定を受けた J F ・信漁連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。

<経営改善取組内容>

- 経営管理の強化
- 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
- 不良資産の処理等の財務健全化
- 経費削減等による収支改善 等
- ・ 指定を受けた J F ・信漁連は、農林中金が必要と判断する場合、外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J F ・信漁連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善（経営点検基準）

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J F ・信漁連は経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ 要改善指定にかかるストレステスト後自己資本比率 8 % 未満（J F は 10 % 未満） （要改善指定にかかるストレステストの具体的な方法は、J F マリンバンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

- ・ J F （一県一漁協を除く）の要改善指定にあたっては、農林中金は信漁連と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J F ・信漁連は、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

（共通）

- ・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル 1 ・ 2 指定基準または要改善の指定基準に該当する蓋然性が高い場合、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、J F マリンバンク健全化要綱において定める。
- ・ 農林中金は、J F マリンバンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信漁連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙 2－2

指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙 1－2 の報告により以下の指定基準に該当する J F・信漁連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	
レベル 1	資金運用体制	○ 体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検	○ 「要改善（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 再発先において、「要改善（不祥事点検基準）」指定要件に該当する信用事業での不祥事件が新たに発生した場合（注 1） ※再発先とは、要改善指定後の再発防止策取組期間中または解除後 3 年以内に、指定基準に該当する信用事業での不祥事件（不祥事件の開始日が当該再発防止策の取組開始日以降のもの）が発生し、外部指摘で発覚した J F・信漁連とする。 ○ 信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件（子会社含む。以下同じ）または役員が関与する信用事業での不祥事件が発生した場合（注 2） ○ J F・信漁連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合（注 3）
	体制整備	○ 「要改善（体制整備基準）」指定後に策定される整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
	会計監査	○ 法令または定款により会計監査人を置くべき J F・信漁連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ○ 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル 2	○ 「再預け転貸方式の徹底」を遵守していない場合（注 4） ○ 「他部門運用の禁止」を遵守していない場合（注 5） ○ レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル 3	○ 経営継続に支障を来す重大な問題あり	

（注 1） 本基準において「新たに」とは、再発先に該当し初めて策定した再発防止策の取組浸透期間（6 か月）の経過後に、当該不祥事件の開始日があることをいう。

（注 2） 信用事業に権限を有する役員には、信用事業の内部統制に関与する観点からリスク管理担当役員を含めるものとする。

（注 3） J F・信漁連に関連する業務は、J F・信漁連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、J F・信漁連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合とは、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。

（注 4） 再預け転貸方式の徹底とは、J F（一県一漁協を除く）は貯金の全額を信漁連に預け、組合員への貸出は信漁連からの転貸とすることをいう。

（注 5） 他部門運用とは、信用事業にかかる経理から信用事業以外の事業にかかる経理へ運用することをいい、固定資産も他部門とする。

- ・ レベル格付の指定を受けた J F・信漁連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ レベル 3 の指定を受けた J F・信漁連は、組織再編を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
- ・ 指定を受けた J F・信漁連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

<経営改善取組内容>

- 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける 等
- ・ 指定を受けた J F・信漁連は、農林中金が必要と判断する場合、外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J F・信漁連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙１－２の報告により、以下の基準に該当した場合、経営改善に取り組む。

	指定基準
要改善 （不祥事点検基準）	○ 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 ・組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善 （体制整備基準）	○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

- ・ J F（一県一漁協を除く）の要改善指定にあたっては、農林中金は信漁連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J F・信漁連は、要改善（不祥事点検基準）にあつては再発防止策、要改善（体制整備基準）にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※ レベル格付および要改善の指定にあたり、別紙１－２の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで３か月間の猶予期間を設ける。この間、該当 J F・信漁連は速やかに体制整備に取り組む。

（共通）

- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については J F マリンバンク 健全化要綱において定める。
- ・ 農林中金は、J F マリンバンク 会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信漁連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙 3

資金運用制限の内容

別紙 2-1・2-2により、レベル格付に指定された J F・信漁連は、原則以下の資金運用制限を行い、J F（一県一漁協を除く）は信漁連・農林中金と、信漁連・一県一漁協は農林中金と月次資金協議を行って運用する。

	運用対象	
レベル 1	貸出	・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他 J F マリンバンク 健全化要綱で定める貸出
	有価証券（注）	・国債 地方債 政府保証債 ・農林債券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル 2 レベル 3	貸出	・新規資金運用は信漁連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他 J F マリンバンク 健全化要綱で定める貸出
	有価証券（注）	・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

（注） J F（信漁連を包括承継した J F を除く）は有価証券による運用不可。

- ・ 次期決算期までに、組織再編を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域に限定された信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件または役員が関与する信用事業での不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・ 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・ その他、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、J F マリンバンク 健全化要綱で定める。
- ・ 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定したＪＦは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

＜実施基準（以下の内容を全て満たすＪＦ）＞

- 各事業年度の開始の時ににおいて水産業協同組合法施行令第 14 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていないＪＦ
- 「再預け転貸方式」および「他部門運用の禁止」を適用していないＪＦ（「再預け転貸方式」または「他部門運用の禁止」のいずれか一方、もしくは両方を遵守していないＪＦを含む）

＜調査の内容＞

- 計算書類等の正確性の検証
 - 内部管理態勢の有効性の検証
 - 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのＪＦ代表理事との協議
- ・調査の具体的な内容等については、ＪＦマリンバンク健全化要綱において定める。

別紙４－２

内部統制等にかかる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定したＪＦは、下の調査に応じる。

＜実施基準（以下の内容を全て満たすＪＦ）＞

- 各事業年度の開始の時ににおいて水産業協同組合法施行令第 14 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていないＪＦ
- 「再預け転貸方式」および「他部門運用の禁止」を遵守しているＪＦ

＜調査の内容＞

- 計算書類等の正確性の検証
 - 内部管理態勢の有効性の検証
 - ＪＦ代表理事とのディスカッションを通じた内部管理態勢の整備状況の検証
- ・調査の具体的な内容等については、ＪＦマリンバンク健全化要綱において定める。

指定支援法人による支援策と支援実施の前提条件

レベル格付の指定を受けた J F ・信漁連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と活用可能な支援策		支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
資本注入	組織再編型 (レベル 1 ～ 3)	被合併・事業譲渡を行う経営体の健全経営を回復できる水準 (実質自己資本比率 J F 10% 信漁連 8%)	○10 年以内に確実に消却原資の確保ができること ○支援供与は合併あるいは事業を譲り受ける経営体に対し実施
	経営再建型 (レベル 1 ～ 3)	経営再建先の健全経営を回復できる水準 (実質自己資本比率 J F 10% 信漁連 8%)	○10 年以内に確実に消却原資の確保ができると見込まれること ○支援後の事業利益の安定確保が見込まれること ○経営悪化の原因に照らした経営責任の明確化 ○再発防止策の策定
債務保証 (レベル 1 ～ 3)		以下の資金を借入れる場合におけるその一部あるいは全額 ・ 貯払いに必要な資金 ・ その他信用事業の再編および強化に必要な資金	○経営悪化の原因に照らした経営責任の明確化 ○経費削減等の経営改善努力 ○その他経営改善計画に基づく自助努力の徹底 ○債務保証対象資金の貸出先に対する経営指導・管理の徹底
資金贈与 (レベル 3 のみ)		組織再編の円滑化に必要な額	○破綻処理 3 原則 (減資、経営責任等の追及、組織の消滅) の遵守もしくはそれに準じた取組みの遵守 ○再発防止策の策定

- ・ 信漁連が資金贈与を受け、組織消滅の一形態として貯金業務廃止を選択する場合、解約未了口座貯金等については農林中金が再編強化法に基づく全部事業譲渡により継承する。
- ・ J F マリンバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定する。

別紙５－２

< 特例措置としての事業運営強化支援 >

信用事業運営体制の変革を促進するため、広域化における事業運営強化費用について、2029 年 3 月までの特例措置として、以下のとおり資金贈与（助成）を行う。

支援策	支援供与水準	支援実施の前提条件
資金贈与	広域化に伴って生じる事業運営強化費用のうち、中央本部で審議のうえ経営管理委員会が定める範囲	○組織再編前の事業変革の取組み ○組織再編後の事業運営体制の変革を含む事業計画（広域再編計画）の策定・取組み

信用事業運営体制の変革を促進するため、広域化に伴って生じる漁協向け譲渡不足資金を対象に、2029 年 3 月までの特例措置として、以下のとおり利子補給および債務保証を行う。

支援策	支援供与水準	支援実施の前提条件
利子補給	組織再編にあたって必要となる貸出金に対し、中央本部で審議のうえ経営管理委員会が定める水準・期間により行う。	○組織再編前の事業変革の取組み ○組織再編後の事業運営体制の変革を含む事業計画（広域再編計画）の策定・取組み ○事業譲渡元漁協における事業計画の策定・取組み ○債務者区分破綻懸念先以下債権を譲渡しないこと
債務保証	組織再編にあたって必要となる貸出金に対し、中央本部で審議のうえ経営管理委員会が定める水準・期間により行う。	○組織再編前の事業変革の取組み ○組織再編後の事業運営体制の変革を含む事業計画（広域再編計画）の策定・取組み ○事業譲渡元漁協における事業計画の策定・取組み ○債務者区分破綻懸念先以下債権を譲渡しないこと

＜特例措置としての再編強化支援＞

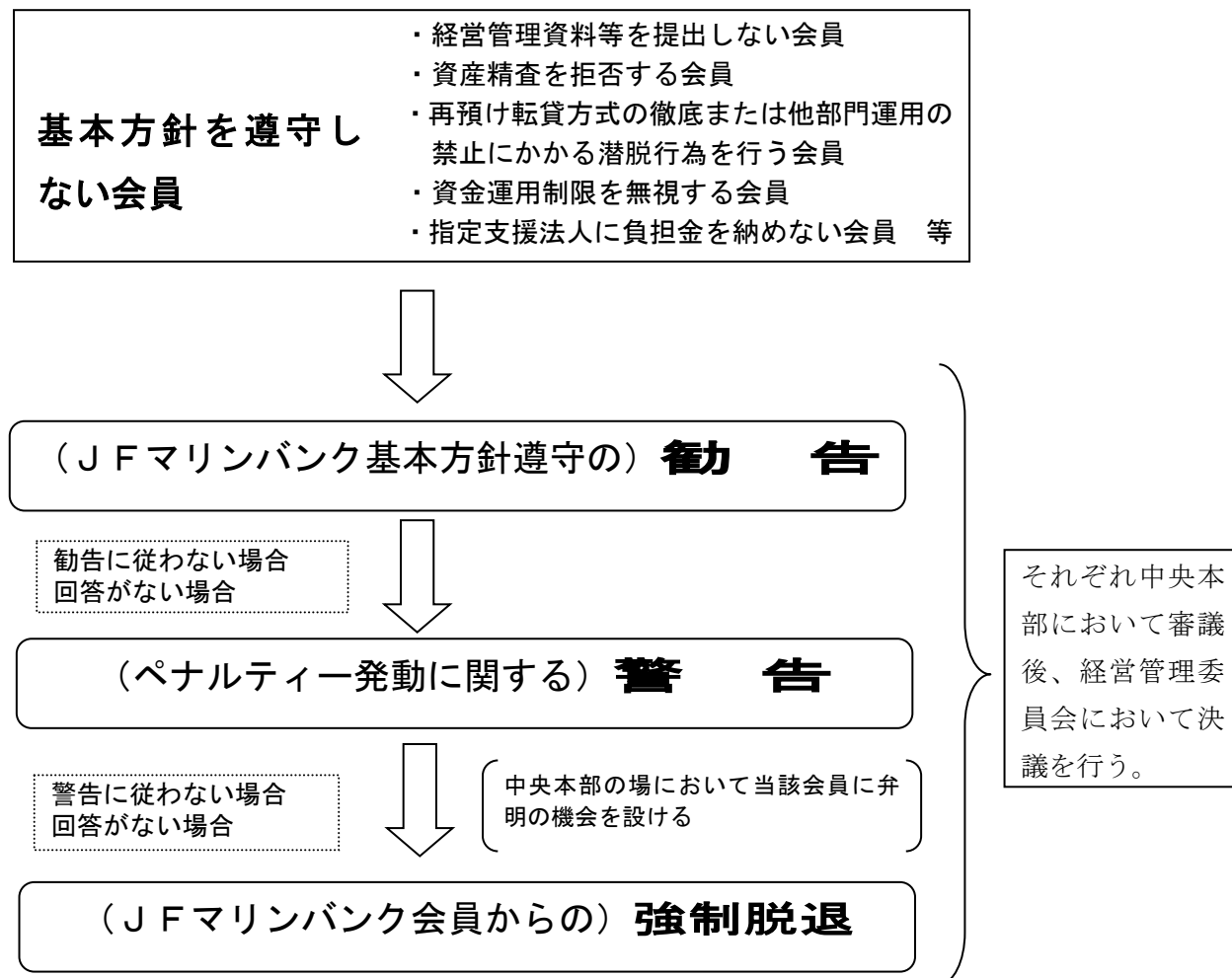
組織再編前から会員の円滑な組織再編に向けた取組みをサポートするため、2029 年 3 月までの特例措置として、以下のとおり資金贈与（助成）を行う。

支援策	支援供与水準	支援実施の前提条件
資金贈与	組織再編までに発生した以下費用の全額 ・ 監査報酬等の増加費用 ・ 資産精査費用 ・ コンサルタント等活用費用	○組織再編が確実に実施されること ○事業譲渡元漁協における事業計画策定・取組み

別紙 6

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

JFマリンバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、JFマリンバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



【強制脱退の効果】

- 1 「JFマリンバンク会員名簿」からの削除
- 2 「JFマリンバンク」商標の使用禁止
- 3 指定支援法人の支援対象からの除外 等